

平成13年度近畿圏事業計画（案）

平成13年10月

国 土 交 通 省

目 次

I	平成13年度事業実施の方針等	1
II	平成13年度に行おうとする事業	
第 1	道路	6
1	高規格幹線道路	
2	地域高規格道路	
3	一般国道	
4	主要地方道	
5	街路	
6	都市モノレール及び新交通システム	
7	大規模自転車道	
8	道路事業調査	
第 2	鉄道	11
1	新幹線鉄道	
2	大都市地域の鉄道	
3	その他の地域の鉄道	
第 3	港湾	12
1	大阪湾の重要港湾	
2	大阪湾外の重要港湾	
3	地方港湾	
第 4	漁港	14
第 5	空港	15
第 6	通信施設	15
1	郵便	
2	電気通信	
第 7	河川	16

第 8	水資源の開発	17
1	建設事業	
2	実施計画調査	
第 9	海岸保全施設	18
第10	砂防設備、地すべり防止施設等	19
1	砂防事業	
2	地すべり対策等事業	
3	急傾斜地崩壊対策等事業	
第11	森林の保安施設	20
第12	かんがい排水施設	21
第13	水道	21
第14	工業用水道	22
第15	工業用地	22
第16	住宅、住宅用地及び市街地	22
1	住宅	
2	住宅用地及び市街地	
3	関西文化学術研究都市の整備	
第17	下水道	25
1	流域下水道	
2	公共下水道	
3	特定環境保全公共下水道	
4	都市下水路	
第18	廃棄物処理施設	26
1	し尿処理施設	
2	ごみ処理施設	
3	産業廃棄物処理施設	
第19	都市公園	27
第20	病院等	27
第21	大学及び高等専門学校	28
第22	社会教育施設、文化活動施設等	28

第23	職業訓練施設等	28
第24	自然公園施設	29
第25	レクリエーション施設	29
第26	文化財の保存のための施設	29
第27	社会福祉施設	29
第28	中央卸売市場	30
第29	流通業務施設	30
第30	防災	30
1	道路	
2	鉄道	
3	港湾	
4	漁港	
5	通信施設	
6	河川	
7	ダム等	
8	海岸保全施設	
9	砂防設備、地すべり防止施設等	
10	森林の保安施設	
11	農地防災	
12	水道	
13	住宅、住宅用地及び市街地	
14	下水道	
15	都市公園	
16	その他	

I 平成13年度事業実施の方針等

我が国は、高度情報化、グローバル化、地球規模での環境問題の広がり、少子・高齢化、国民の意識の変化等の劇的变化を迎えている。

さらに近畿圏では、産業をとりまく環境の変化、大都市問題、中枢性の低下、南北近畿の活力の低下が生じている。また、阪神・淡路大震災を教訓として防災への意識が高まっている。

これらの諸課題を踏まえ、安全でゆとりとくつろぎのある、「世界都市」とも呼ぶべき近畿圏を実現することを目的として、平成12年3月に新しい基本整備計画である「近畿圏基本整備計画（第5次）」を策定した。今後は同計画に示された施策に基づき、事業の推進に取り組んでいくことが近畿圏整備にとって重要である。

今年度の近畿圏整備に当たっては、新しい基本整備計画に示されている目標とする社会や生活の姿、及び目指すべき地域構造としての多核格子構造を実現するため下記の主要事業を推進する。

1 道路

近畿圏の均衡ある発展を図り、諸機能の広域的展開と健全な地域形成を促進するため、道路交通の安全性・快適性の確保、公害の防止等環境の保全及び避難路等防災空間の確保に十分配慮しつつ、道路網の整備及び調査を推進する。

高規格幹線道路のうち、一般国道の自動車専用道路では北近畿豊岡自動車道（483号）の兵庫県豊岡市 - 同県城崎郡日高町間（日高豊岡南道路）について新規着工準備区間として事業に着手する。

地域高規格道路については、湖北バイパス（滋賀県高島郡マキノ町 - 同郡今津町）の供用を図る。また、新たに五條新宮道路の和歌山県東牟婁郡熊野川町 - 同県同郡本宮町間（熊野川・本宮道路）及び鳥取豊岡宮津道路の鳥取県岩美郡岩美町 - 兵庫県美方郡浜坂町間（東浜居組道路）の事業に着手する。

2 鉄道

近畿圏の地域相互間及び他圏域との交流の活発化を促進するとともに、通勤・通

学時の混雑緩和等を図るため、環境の保全に配慮しつつ、輸送力の増強等による鉄道の整備を推進する。

北陸新幹線について所要の調査を引き続き進める。中央新幹線について東京都・大阪市間の地形・地質等の調査を引き続き進める。また、本州・淡路島間の海底トンネル部に係る区間の地形・地質等の調査を引き続き進める。

その他の地域の鉄道については、西日本旅客鉄道加古川線（加古川 - 谷川）の電化・高速化に着手する。

3 港湾

国際化の進展に対応し、高度な物流体系、多様な産業活動及び地域の豊かな生活を支える質の高い総合的な港湾空間の創出等を図るため、環境の保全を図りつつ、それぞれの地域の特性に応じて、港湾の整備を推進する。

国際海上コンテナターミナルについては、神戸港ポートアイランド（第２期）地区、堺泉北港泉北６区において整備を推進するとともに四日市港霞ヶ浦北ふ頭地区において整備に着手する。

また、大阪湾において広域廃棄物海面処分場の整備を推進する。

4 空港

国際化の進展、生活水準の向上、高速性志向の高まり等を背景とした航空需要の増大に対応し、国際・国内航空ネットワークの健全な発展を確保するため、環境の保全及び航空交通の安全の確保を図りつつ整備を推進する。

関西国際空港については、２期工事として平行滑走路等基本施設の整備等を推進する。

また、神戸空港については、新空港建設のための用地造成等を推進する。

5 河川

近畿圏における健全な水循環系を構築し、洪水等による災害の防止、河川環境の保全・創出等を図るため、河川の改修・環境整備等を推進するとともに、豪雨等による災害の復旧を図る。本年度は、直轄事業として、新たに勢田川における河川環境整備事業に着手するとともに、補助事業として、新たに葛下川（奈良県）におけ

る床上浸水対策特別緊急事業、水軒川（和歌山県）における河川環境整備事業等に着手し、浅水川（福井県）における河川災害復旧等関連緊急事業等の完了を図る。

6 水資源の開発

近畿圏の水資源開発に関しては、将来の水需要の増加、暫定豊水水利権による取水、地盤沈下を誘発する地下水取水等の問題に対処するため、環境保全及び水源地域対策等に配慮しつつ、水資源開発施設の整備を推進する。また、近年の渇水状況にかんがみ、渇水対策容量を持つダム建設等による渇水対策を推進する。本年度は、大滝ダム（奈良県）等の事業を推進する。

7 海岸保全施設

津波、高潮、波浪等による災害及び海岸侵食の防止、海岸環境の整備・保全等を図るための海岸保全施設整備事業、海岸環境整備事業等を推進する。本年度は、新たに獺師漁港海岸（三重県）における高潮対策事業等に着手するとともに、菅浜海岸（福井県）における侵食対策事業等の完了を図る。

8 砂防設備、地すべり防止施設等

豪雨、火山等による土砂災害等の未然の防止を図り、人命・資産の保護及び国土保全を推進するため、環境の保全に配慮しつつ、六甲山系等における砂防事業、地すべり対策等事業、急傾斜地崩壊対策等事業等を推進する。本年度は、補助事業として新たに川合3地区（三重県）、大浦地区（滋賀県）等における急傾斜地崩壊対策事業、深草地区（兵庫県）における地すべり対策事業、高瀬川（奈良県）における砂防事業等に着手する。

9 森林の保安施設

山地災害の防止、水源のかん養、生活環境の保全等に資するため、各種保安林の適正な配備を推進するとともに、環境の保全に配慮しつつ、復旧治山、予防治山等の治山事業を推進する。補助事業として、新たに日吉町畑郷地区（京都府）等において治山事業に着手する。

10 工業用地

既成都市区域から分散する工場を計画的に受け入れるとともに、地域の特性に応じた工業の振興を図るため、環境の保全及び災害の防除に配慮しつつ、神戸リサーチパーク（第２・第３地区）（兵庫県）等の工業団地の造成事業を引き続き推進する。

11 住宅、住宅用地及び市街地

居住水準の向上、住環境の整備改善及び住宅需要の多様化に対応するため、環境の保全に配慮しつつ、民間における良好な住宅の建設を促進するとともに、公的機関による集団的な住宅の建設や地域の実情に応じた居住環境の整備を推進する。

また、業務、商業、居住等の諸機能が調和した都市空間の形成や良好な景観の創出による都市環境の改善等を図るため、環境の保全に配慮しつつ、中心業務地の整備、既存市街地の再編整備等を進めるとともに、新市街地の計画的整備を図り、秩序ある市街地の形成に努める。

12 廃棄物処理施設

近畿圏における膨大な量の廃棄物に対処し、生活環境の保全等を図るため、資源の節約等による廃棄物の発生抑制、リサイクルの推進による可能な限りの最終処分量の減量、適正処理を図る。処理施設の整備に関しては、環境の保全、安全性等に配慮しつつ推進し、本年度は、新たに三方町（福井県）におけるごみ処理施設等の整備に着手するとともに、大阪市（大阪府）におけるごみ処理施設等の完成を図る。また大阪湾広域臨海環境整備センターによる広域的处理場等の整備を推進する。

13 都市公園

都市環境の改善、都市災害の防除及び住民の多様なレクリエーション需要の充足を図るため、国営明石海峡公園淡路地区、有馬富士公園（以上兵庫県）等の供用を開始するとともに、淀川河川公園（京都府及び大阪府）、鶴見緑地、久宝寺緑地（以上大阪府）、湖岸緑地（滋賀県）等の都市公園の整備を推進する。

14 病院等

医療施設の適正配置及び医療水準の向上を図るため、彦根市立病院（滋賀県）等の整備を推進するとともに、高齢社会に対応するため、介護老人保健施設の整備を推進する。

15 大学及び高等専門学校

教育文化水準の向上及び学術の振興を図るため、大阪市立大学において大学院の研究科の専攻を新設するほか、京都大学等の施設整備を推進する。

16 社会教育施設、文化活動施設等

地域の社会的文化的環境の向上を図るため、大阪歴史博物館（大阪府）等の完成を図るほか、県立図書館・県立公文書館（仮称）（福井県）等の整備を引き続き推進する。

関西文化学術研究都市において、国立国会図書館関西館（仮称）等の事業を引き続き推進する。

17 社会福祉施設

社会福祉の向上を図るため、南紀福祉センター（和歌山県）等、社会福祉施設の整備を推進する。

18 防災

防災上の観点から、橋梁等の道路構造物の耐震性の向上、鉄道構造物の耐震補強工事、電線類の地中化、災害に強いライフライン共同収容施設の整備、耐震強化岸壁の整備、河川事業における堤防等の耐震性向上、ダム等の整備、海岸事業、砂防事業、地すべり対策等事業、急傾斜地崩壊対策等事業、治山事業、国営総合農地防災事業、都市防災推進事業、密集住宅市街地整備促進事業、水道及び下水道施設の耐震性向上、防災公園の整備等を推進する。また、実際の地震動を再現し、構造物等の破壊現象を解明する「実大三次元震動破壊実験施設」（兵庫県）の整備を推進する。

II 平成13年度に行おうとする事業

第1 道路

近畿圏の均衡ある発展を図り、諸機能の広域的展開と健全な地域形成を促進するため、道路交通の安全性・快適性の確保、公害の防止等環境の保全及び避難路等防災空間の確保に十分配慮しつつ、道路網の整備及び調査を推進する。

主要な事業は、以下のとおりである。

1 高規格幹線道路

(1) 高速自動車国道

次の路線の整備を引き続き推進する。

中央自動車道西宮線

大山崎JCT（京都府乙訓郡大山崎町） - 久御山西IC（同府八幡市）

近畿自動車道名古屋神戸線

愛知・三重県境（三重県桑名郡木曾岬町） - 菰野IC（同県三重郡菰野町）

亀山JCT（三重県亀山市） - 神戸JCT（兵庫県神戸市）

近畿自動車道紀勢線

海南IC（和歌山県海南市） - 吉備IC（同県有田郡吉備町）

御坊IC（和歌山県御坊市） - 白浜IC（同県西牟婁郡白浜町）

尾鷲北IC（三重県尾鷲市） - 勢和多気JCT（同県多気郡勢和村）

近畿自動車道敦賀線

舞鶴東IC（京都府舞鶴市） - 敦賀JCT（福井県敦賀市）

福知山IC（京都府福知山市） - 舞鶴西IC（同府舞鶴市）（4車線化）

近畿自動車道伊勢線（4車線化）

勢和多気JCT（三重県多気郡勢和村） - 伊勢西IC（同県伊勢市）

中国横断自動車道姫路鳥取線

佐用JCT（兵庫県佐用郡佐用町） - 兵庫・岡山県境（同県同郡同町）

(2) 一般国道の自動車専用道路

北近畿豊岡自動車道（483号）の兵庫県豊岡市 - 同県城崎郡日高町間（日高豊岡南道路）について新規着工準備区間として事業に着手するとともに、次の路線の整備を引き続き推進する。

京奈和自動車道（24号）

大和・御所道路、五條道路、橋本道路、紀北東道路、紀北西道路

中部縦貫自動車道（158号）

永平寺大野道路

東海環状自動車道（475号）

養老 - 北勢、北勢 - 四日市

京都縦貫自動車道（478号）

京都第二外環状道路、丹波綾部道路、綾部宮津道路、

京都丹波道路（京都府船井郡園部町 - 同郡八木町間、4車線化）

北近畿豊岡自動車道（483号）

春日和田山道路Ⅰ、春日和田山道路Ⅱ、和田山八鹿道路、八鹿日高道路

また、高速自動車国道に並行する一般国道の自動車専用道路として、一般国道42号那智勝浦道路、熊野尾鷲道路（近畿自動車道紀勢線に並行）の整備を推進する。

2 地域高規格道路

(1) 阪神高速道路

次の路線の整備を引き続き推進する。

淀川左岸線（延伸部） 大阪市此花区高見 - 同市北区豊崎

大阪泉北線 大阪市阿倍野区美章園 - 同市住吉区山之内

淀川左岸線 大阪市此花区島屋 - 同市同区高見

大和川線 堺市築港八幡町 - 松原市三宅中

神戸山手線 神戸市長田区南駒栄町 - 同市須磨区白川・高倉台

北神戸線 神戸市北区有野町唐櫃 - 西宮市山口町

湾岸線（8期） 神戸市垂水区下畑町 - 同市長田区駒ヶ林南町

大阪京都線（新十条通） 京都市山科区西野山 - 同市伏見区深草

京都高速道路（油小路線）京都市伏見区深草 - 同市同区向島

(2) その他の道路

湖北バイパス（滋賀県高島郡マキノ町 - 同郡今津町）の供用を図る。また、新たに五條新宮道路の和歌山県東牟婁郡熊野川町 - 同県同郡本宮町間（熊野川・本宮道路）及び鳥取豊岡宮津道路の鳥取県岩美郡岩美町 - 兵庫県美方郡浜坂町間（東浜居組道路）の事業に着手する。

次の路線の整備を引き続き推進する。

京滋バイパス	滋賀県大津市 - 京都府久世郡久御山町
淀川左岸線（延伸部）	大阪府大阪市北区 - 同府同市都島区
大阪泉北線	大阪府大阪市住吉区 - 同府堺市
第二京阪道路	京都府久世郡久御山町 - 大阪府門真市
学研都市連絡道路	大阪府四條畷市 - 同府同市、 奈良県生駒市 - 同県同市
新御堂筋・延伸	大阪府箕面市 - 同府同市
南阪奈道路	大阪府南河内郡美原町 - 奈良県北葛城郡新庄町
第二阪和国道	大阪府阪南市 - 同府泉南郡岬町、 和歌山県和歌山市 - 同県同市
神戸西バイパス	兵庫県神戸市垂水区 - 同県明石市
神戸中央線	兵庫県神戸市中央区 - 同県同市同区
伊勢志摩連絡道路	三重県鳥羽市 - 同県度会郡二見町
四日市インターアクセス道路	三重県四日市市 - 同県三重郡菰野町
琵琶湖西縦貫道路	滋賀県高島郡マキノ町 - 同県同郡今津町、同県滋賀 郡志賀町 - 同県同郡同町、同県大津市 - 同県同市
甲賀湖南道路	滋賀県甲賀郡水口町 - 同県同郡甲西町、 同県同郡甲西町 - 同県同郡石部町、 同県同郡石部町 - 同県栗太郡栗東町
鳥取豊岡宮津自動車道	京都府与謝郡野田川町 - 同府宮津市、兵庫県城崎郡 香住町 - 同県同郡同町
大阪橋本道路	大阪府河内長野市 - 同府同市、

	和歌山県橋本市 - 同県同市
東播磨南北道路	兵庫県加古川市 - 同県同市
東播丹波連絡道路	兵庫県西脇市 - 同県多可郡黒田庄町
五條新宮道路	奈良県吉野郡十津川村 - 同県同郡同村、同県同郡 大塔村 - 同県同郡同村、和歌山県新宮市 - 同県同 市、同県東牟婁郡本宮町 - 同県同郡同町
中和東幹線	奈良県桜井市 - 同県同市

3 一般国道

(1) 一次改築

次の路線の整備を引き続き推進する。

- 162号 京都府北桑田郡京北町 - 同府同郡美山町（深見バイパス）
- 169号 和歌山県東牟婁郡北山村 - 同県同郡熊野川町（奥瀬道路）
- 365号 三重県員弁郡大安町 - 同県四日市市（員弁バイパス）
- 369号 奈良県宇陀郡室生村 - 同県同郡曽爾村（梅坂バイパス）
- 422号 滋賀県大津市 - 同県同市（大石バイパス）
- 424号 和歌山県日高郡南部町 - 同県同郡南部川村（南部拡幅）
- 476号 福井県南条郡今庄町 - 同県敦賀市（板取～新保道路）
- 480号 大阪府和泉市 - 同府同市（父鬼バイパス） 等

(2) 二次改築

次の路線の整備を引き続き推進する。

- 8号 福井県坂井郡金津町笹岡 - 同県武生市塚原町（福井バイパス）
- 372号 兵庫県姫路市 - 同県同市（小原豊国バイパス）
- 416号 福井県福井市 - 同県同市（島山梨子～里別所バイパス）
- 477号 三重県四日市市 - 同県同市（四日市バイパス） 等

4 主要地方道

次の路線の整備を推進する。

- 福井県 福井大森河野線、坂本高浜線 等

三重県	四日市鈴鹿環状線、鳥羽松阪線	等
滋賀県	彦根八日市甲西線、甲賀土山線	等
京都府	四ノ宮四ツ塚線（京都市）、八幡木津線、舞鶴和知線	等
大阪府	泉佐野岩出線、大阪高槻京都線、浪速鶴町線（大阪市）	等
兵庫県	宗佐土山線、香住村岡線	等
奈良県	桜井吉野線、高野天川線	等
和歌山県	泉佐野岩出線、吉備金屋線	等

5 街路

次の路線の整備を推進する。

福井県	多賀竹原松ヶ崎線（小浜市）、福井縦貫線（福井市）	等
三重県	富田山城線（四日市市）、津港跡部線（津市）	等
滋賀県	大津湖南幹線（草津市）、石山駅線外1線（大津市）	等
京都府	新十条通（京都市）、馬堀停車場篠線（亀岡市）、宇治槇島線（宇治市）	等
大阪府	豊里矢田線（大阪市）、和泉中央線（和泉市）、千里丘三島線（摂津市）	等
兵庫県	山手幹線外1線（芦屋市）、山手幹線（尼崎市）	等
奈良県	中和幹線（香芝市）、大和中央道（奈良市）	等
和歌山県	西脇山口線、南港山東線（以上和歌山市）	等

また、連続立体交差事業として、京阪電気鉄道京阪本線（寝屋川市）の完成を図るほか、西日本旅客鉄道北陸線・京福電気鉄道越前本線・同三国芦原線（以上福井市）、西日本旅客鉄道山陰本線、近畿日本鉄道京都線（以上京都市）、西日本旅客鉄道山陰本線・同福知山線・北近畿タンゴ鉄道宮福線（以上福知山市）、西日本旅客鉄道阪和線（大阪市）、大阪外環状鉄道大阪外環状線（大阪市、東大阪市）、近畿日本鉄道奈良線（東大阪市）、南海電気鉄道南海本線・同高師浜線（以上高石市）、南海電気鉄道南海本線（泉大津市及び泉佐野市）、阪神電気鉄道本線（神戸市及び西宮市）、西日本旅客鉄道山陽本線・同播但線・同姫新線（以上姫路市）、西日本旅客鉄道山陽本線・同加古川線（以上加古川市）、西日本旅客鉄道関西線・同桜井線（以上奈良市）の整備を推進する。

6 都市モノレール及び新交通システム

都市モノレールとして、国際文化公園都市モノレール（茨木市、箕面市）に係るインフラストラクチュア部分の整備を推進する。

また、新交通システムとして、新交通ポートアイランド線（神戸市）に係るインフラストラクチュア部分の整備を推進する。

7 大規模自転車道

田井大垣自転車道（京都府）、北河内自転車道（大阪府）、播磨中央自転車道（兵庫県）及び飛鳥葛城自転車道（奈良県）の整備を引き続き推進する。

8 道路事業調査

近畿自動車道紀勢線・名古屋神戸線、中部縦貫自動車道、中国横断自動車道姫路鳥取線、京奈和自動車道、北近畿豊岡自動車道の事業区間以外の区間をはじめ、紀淡連絡道路及び第二大阪湾岸道路を含む大阪湾環状道路等の調査を引き続き推進する。

第2 鉄道

近畿圏の地域相互間及び他圏域との交流の活発化を促進するとともに、通勤・通学時の混雑緩和等を図るため、環境の保全に配慮しつつ、次のとおり輸送力の増強等による鉄道の整備を推進する。

1 新幹線鉄道

北陸新幹線について所要の調査を引き続き進める。中央新幹線について東京都・大阪市間の地形・地質等の調査を引き続き進める。

また、本州・淡路島間の海底トンネル部に係る区間の地形・地質等の調査を引き続き進める。

2 大都市地域の鉄道

主要な事業として、大阪市 8 号線（井高野 - 今里）及び京都市東西線（六地蔵 - 醍醐）の新線建設を引き続き推進する。

さらに、西日本旅客鉄道片町線（松井山手 - 京田辺）の高速化を引き続き推進する。

3 その他の地域の鉄道

西日本旅客鉄道加古川線（加古川 - 谷川）の電化・高速化に着手する。

さらに、西日本旅客鉄道小浜線（敦賀 - 東舞鶴）の電化を引き続き推進する。

第 3 港湾

国際化の進展に対応し、高度な物流体系、多様な産業活動及び地域の豊かな生活を支える質の高い総合的な港湾空間の創出等を図るため、環境の保全を図りつつ、それぞれの地域の特性に応じて、港湾の整備を推進する。

1 大阪湾の重要港湾

(1) 水域・外郭施設の整備

大阪港主航路の整備を推進する。

(2) ふ頭の整備

神戸港ポートアイランド（第 2 期）地区、堺泉北港泉北 6 区において国際海上コンテナターミナルの整備を推進する。

大阪港南港東地区、阪南港阪南 4 区において多目的国際ターミナルの整備を推進する。

堺泉北港泉北 6 区において複合一貫輸送に対応した内貿ターミナルの整備を推進する。

また、大規模地震発生直後の緊急輸送等を確保するため、大阪港等において耐

震強化岸壁の整備を推進する。

(3) 臨港交通施設の整備

大阪港此花地区と南港地区を結ぶ臨港鉄道北港テクノポート線の整備を推進する。

大阪港北港南地区～南港地区、神戸港新港地区～東部臨海部地区等において臨港道路の整備を推進する。

(4) 港湾環境の整備

大阪港、神戸港、堺泉北港、尼崎西宮芦屋港において緑地の整備を推進する。

大阪港、堺泉北港において干潟の整備を海域環境創造事業により着手・推進する。また、阪南港において覆土の整備を公害防止対策事業により着手する。

大阪湾において広域廃棄物処分場の整備を推進するとともに、ごみ及び油の回収を海洋環境整備事業により推進する。

(5) 臨海部の総合的整備

大阪港此花地区、鶴浜地区、築港地区、阪南港阪南2区において港湾再開発を推進するとともに大阪港、阪南港において都市開発用地の整備を推進する。また、大阪港鶴浜地区において旅客船ターミナルの整備を推進する。

2 大阪湾外の重要港湾

(1) 水域・外郭施設の整備

和歌山下津港北港沖地区等において防波堤等の整備を推進する。

(2) ふ頭の整備

四日市港霞ヶ浦北ふ頭地区において国際海上コンテナターミナルの整備に着手する。

日高港塩屋地区、舞鶴港和田地区、敦賀港鞠山南地区において多目的国際ターミナルの整備を推進する。

また、大規模地震発生直後の緊急輸送等を確保するため、日高港において耐震

強化岸壁の整備を推進する。

(3) 臨港交通施設の整備

舞鶴港和田地区～下福井地区、敦賀港鞠山南地区～金ヶ崎地区において臨港道路の整備を推進する。

(4) 港湾環境の整備

尼崎西宮芦屋港、姫路港、東播磨港、和歌山下津港、敦賀港、四日市港において緑地の整備を推進するとともに、紀伊水道、播磨灘、伊勢湾においてごみ及び油の回収事業を推進する。また、姫路港において廃棄物海面処分場の整備を推進する。

3 地方港湾

泉州港、福井港、宮津港、鳥羽港、新宮港、長浜港等の整備を推進する。

第4 漁港

漁業、水産物の流通加工及び生活の拠点としての漁港機能の増進を図るため、防波堤、岸壁、遊漁船等を分離・収容するための施設等の漁港の整備を以下の漁港等で引き続き推進する。

第3種漁港 波切（三重県）、香住（兵庫県）、田辺、串本（以上和歌山県）

第4種漁港 越前（福井県）、和具（三重県）、有田（和歌山県）

また、漁港漁村環境の改善のため、植栽、休憩所、運動施設等の整備を越前漁港（福井県）等において引き続き推進する。

さらに、大規模地震対策として、越前漁港（福井県）、串本漁港（和歌山県）等において、防災拠点漁港整備事業等を推進する。

第5 空港

国際化の進展、生活水準の向上、高速性志向の高まり等を背景とした航空需要の増大に対応し、国際・国内航空ネットワークの健全な発展を確保するため、環境の保全及び航空交通の安全の確保を図りつつ整備を推進する。

関西国際空港については、2期工事として平行滑走路等基本施設の整備等を推進する。

大阪国際空港については、滑走路等の改良、道路駐車場、無線・気象施設等の整備を推進するとともに、環境対策事業を推進する。

神戸空港については、新空港建設のための用地造成等を推進する。

第6 通信施設

地域の発展による社会経済活動の広域化、複雑化及び高度化に伴う情報通信ネットワークへの需要の増大に対処するとともに、信頼性の向上を図るため、次のとおり通信施設の整備を推進する。

1 郵便

郵便需要の多様化等に対処するため、新たに3局舎の建設に着手するとともに、3局舎の建設を引き続き推進する。

2 電気通信

通信サービスの拡充及び多様化を図るため、アクセス網の光化の促進を図るほか、必要な施設の整備を引き続き推進する。

伝送路については、光ファイバーケーブル方式市外伝送路として大阪府大阪市 - 大阪府池田市等の建設を推進する。

第7 河川

健全な水循環系を構築し、洪水等による災害の防止、河川環境の保全・創出等を図るため、河川の改修・環境整備等を推進するとともに、豪雨等による災害の復旧を図る。

- (1) 直轄河川については、新たに勢田川における河川環境整備事業等に着手するとともに、次の事業等を引き続き推進する。

河川改修事業

(一般河川改修事業)	九頭竜川、北川、木曽川、鈴鹿川、雲出川、 櫛田川、宮川、新宮川、淀川、由良川、大 和川、円山川、加古川、揖保川、紀の川
------------	---

(特定構造物改築事業)	加古川
-------------	-----

(高規格堤防(スーパー堤防)	淀川、大和川
----------------	--------

整備事業)

(総合治水対策特定河川事業)	猪名川、大和川(佐保川)
----------------	--------------

(水防災対策特定河川事業)	熊野川、由良川
---------------	---------

流水保全水路整備事業	淀川
------------	----

河川環境整備事業	九頭竜川、瀬田川、揖保川、大和川、熊野 川
----------	--------------------------

河川災害復旧等関連緊急事業	日野川
---------------	-----

- (2) 補助河川については、新たに水軒川、有田川(以上和歌山県)における河川環境整備事業、葛下川(奈良県)における床上浸水対策特別緊急事業等に着手するとともに、次の事業等を引き続き推進する。

広域基幹河川改修事業	浅水川(福井県)、三滝川(三重県)、日 野川(滋賀県)、桂川(京都府)、大津川 (大阪府)、加古川(兵庫県)、飛鳥川(奈 良県)、亀の川(和歌山県)
------------	---

総合治水対策特定河川事業	寝屋川（大阪府）、猪名川（大阪府及び兵庫県）、大和川水系北部河川（奈良県）
河川環境整備事業	琵琶湖（滋賀県）、道頓堀川、寝屋川（以上大阪府）、和歌川（和歌山県）
都市基盤河川改修事業	七瀬川（京都府）、平野川調節池、城北川（以上大阪府）、観音寺川（兵庫県）
流域貯留浸透事業	寝屋川（大阪府）、大和川流域（奈良県）
低地対策河川事業	桑名地区、伊勢湾地区（以上三重県）、西大阪地区、安治川、堂島川、古川（以上大阪府）、大阪地区（大阪府及び兵庫県）、播磨地区（兵庫県）
特定地域堤防機能高度化事業 （スーパー堤防整備事業）	安治川、堂島川（以上大阪府）
床上浸水対策特別緊急事業	寝屋川（大阪府）、寺畑前川（兵庫県）、高田川（奈良県）
河川災害復旧等関連緊急事業	浅水川（福井県）、岩屋谷川（兵庫県）
統合河川整備事業	琵琶湖（滋賀県）、神崎川（大阪府）、高田川（奈良県）

(3) 洪水調節機能を有するダム等については、次の建設事業等を引き続き推進する。

建設事業	鳥羽河内ダム（加茂川）（三重県）、姉川ダム、北川ダム、栗栖ダム（以上淀川）（以上滋賀県）、槇尾川ダム（大津川）（大阪府）、石井ダム（新湊川）、武庫川ダム（武庫川）（以上兵庫県）、岩井川ダム（岩井川）（奈良県）
------	--

第8 水資源の開発

近畿圏の水資源開発に関しては、将来の水需要の増加、暫定豊水水利権による取

水、地盤沈下を誘発する地下水取水等の問題に対処するため、環境保全及び水源地域対策等に配慮しつつ、水資源開発施設の整備を推進する。また、近年の渇水状況にかんがみ、渇水対策容量を持つダムの建設等による渇水対策を推進する。

本年度は、木曽川用水施設緊急改築（木曽川）（三重県）の完成を図るとともに、次の水資源開発施設の建設事業等を引き続き推進する。

1 建設事業

河内川ダム（北川）、日野川総合開発、浄土寺川ダム、九頭竜川鳴鹿大堰、足羽川ダム（以上九頭竜川）（以上福井県）、川上ダム（淀川）（三重県）、丹生ダム、大戸川ダム、新愛知川（以上淀川）（以上滋賀県）、天ヶ瀬ダム再開発（淀川）、畑川ダム（由良川）（以上京都府）、安威川ダム（淀川）（大阪府）、猪名川総合開発（淀川）（大阪府及び兵庫県）、金出地ダム（千種川）（兵庫県）、大和高原北部（淀川）、大滝ダム、五条吉野（以上紀の川）（以上奈良県）、紀の川大堰（紀の川）、切目川ダム（切目川）（以上和歌山県）

2 実施計画調査

伊勢路川ダム（伊勢路川）（三重県）、南丹ダム（淀川）（京都府）、紀伊丹生川ダム（紀の川）（和歌山県）

第9 海岸保全施設

津波、高潮、波浪等による災害及び海岸侵食の防止、海岸環境の整備・保全等を図るため、海岸保全施設整備事業、海岸環境整備事業等を推進する。

(1) 直轄海岸保全施設整備事業としては、津松阪港海岸、伊勢湾西南海岸（以上三重県）及び東播海岸（兵庫県）における事業を引き続き推進する。

(2) 補助事業としては、次の事業等を引き続き推進する。

高潮対策事業	鮎川海岸、神子漁港海岸（以上福井県）、井田海岸、木本港海岸、南勢海岸、阿曾浦漁港海岸（以上三重県）、泉州海岸、大阪港海岸（以上大阪府）、尼崎西宮芦屋港海岸、家島漁港海岸（以上兵庫県）、古座海岸、和歌山下津港海岸（以上和歌山県）
侵食対策事業	菅浜海岸、敦賀港海岸、敦賀海岸、小浜漁港海岸（以上福井県）、安乗海岸、引本港海岸（以上三重県）、久美浜海岸、宮津港海岸、伊根漁港海岸（以上京都府）、内田海岸、湊港海岸（以上兵庫県）、新宮港海岸、三輪崎漁港海岸（以上和歌山県）
海岸環境整備事業	甲楽城海岸、敦賀港海岸、茂原海岸、高浜漁港海岸（以上福井県）、白浦東海岸、長島港海岸、海山海岸、三木浦漁港海岸（以上三重県）、宮津港海岸（京都府）、田之代海岸、津居山港海岸、香住漁港海岸（以上兵庫県）、那智勝浦海岸、和歌山下津港海岸、田辺漁港海岸（以上和歌山県）

第10 砂防設備、地すべり防止施設等

豪雨、火山等による土砂災害等の未然の防止を図り、人命・資産の保護及び国土保全を推進するため、環境の保全に配慮しつつ、次の砂防事業、地すべり対策等事業、急傾斜地崩壊対策等事業等を推進する。

1 砂防事業

直轄事業としては、九頭竜川水系、淀川水系及び六甲山系における事業を引き続き推進する。

補助事業としては、新たに高瀬川（奈良県）等における事業に着手するとともに、神宮川（福井県）、小滝川（三重県）、家棟川（滋賀県）、向山谷川（京都府）、山

辺川（大阪府）、座頭谷川（兵庫県）、名杭川（和歌山県）等における事業を引き続き推進する。

2 地すべり対策等事業

直轄事業としては、亀の瀬地区（大阪府）、北神戸地区（兵庫県）における事業を引き続き推進する。

補助事業としては、新たに深草地区（兵庫県）等における事業に着手するとともに、入町地区、下第2地区、東山地区（以上福井県）、神園地区、府中（5期）地区（以上三重県）、稗谷地区、奥草山地区（以上滋賀県）、杉地区（大阪府）、宿地区、水上地区（以上兵庫県）、武木地区、黒岩地区（以上奈良県）、沼田地区、西渋田第一地区、石ヶ峯地区（以上和歌山県）等における事業を推進する。

3 急傾斜地崩壊対策等事業

補助事業としては、新たに川合3地区（三重県）、蕎原（4）地区（大阪府）等における事業に着手するとともに、剣大谷地区（福井県）、飯山地区（滋賀県）、本庄宇治地区（京都府）、目坂地区（兵庫県）、遅瀬（イ）地区（奈良県）、鍛冶ヶ谷地区（和歌山県）等における事業を推進する。

第11 森林の保安施設

山地災害の防止、水源のかん養、生活環境の保全等に資するため、各種保安林の適正な配備を推進するとともに、環境の保全に配慮しつつ、復旧治山、予防治山等の治山事業を下記の地区や流域内で引き続き推進するほか、補助事業として新たに日吉町畑郷地区（京都府）等において着手する。

直轄事業

十津川地区（奈良県）

補助事業

九頭竜川、鈴鹿川～宮川、淀川、加古川、由良川、熊野川、紀の川、六甲地区及び淡路の流域等

第12 かんがい排水施設

農業を取り巻く状況の変化に対応し、効率的かつ安定的な農業経営を実現するため、農業用水の確保と適切な供給、適期に必要な排水が可能な水利条件の確保等に資する基幹かんがい排水施設の整備を、環境との調和に配慮しつつ、下記の地区において引き続き推進するほか、直轄事業として新たに大和紀伊平野（一期）（奈良県及び和歌山県）において着手する。

国営かんがい排水事業 日野川用水（一期）、日野川用水（二期）、九頭竜川下流（一期）（以上福井県）、宮川用水第二期（三重県）、新愛知川、新湖北（一期）、新湖北（二期）（以上滋賀県）、第二十津川紀の川（奈良県及び和歌山県）

水資源開発公団事業 木曽川用水施設緊急改築（三重県）

また、農地防災にも資するため、環境の保全に配慮しつつ、国営総合農地防災事業を野洲川沿岸（一期）（滋賀県）、巨椋池（京都府）、大和平野（奈良県）において引き続き推進するほか、新たに野洲川沿岸（二期）（滋賀県）において着手する。

第13 水道

給水人口の増加、生活水準の向上、地下水利用からの転換等に伴う需要の増大に対処するため、新規水源の開発等の広域的な水資源対策を推進するとともに、環境の保全に配慮しつつ、次の水道施設の整備を推進する。

福井県日野川地区水道用水供給事業（福井県）、三重県北中勢水道用水供給事業（三重県）、滋賀県南部上水道供給事業（滋賀県）、京都府水道用水供給事業（京都府）、大阪府水道用水供給事業（大阪府）、兵庫県水道用水供給事業（兵庫県）、奈良県水道用水供給事業（奈良県）等の水道用水供給事業を引き続き推進する。

また、京都市水道事業（京都府）、大阪市水道事業（大阪府）、神戸市水道事業

(兵庫県)等の水道事業を推進する。

第14 工業用水道

工場の計画的な分散立地等を図ることによる工業用水の需要増等今後の水需要の動向を踏まえた安定供給を推進する。そのため、工業用水道改築事業(大阪府)等を推進する。

第15 工業用地

既成都市区域から分散する工場を計画的に受け入れるとともに、地域の特性に応じた工業の振興を図るため、環境の保全及び災害の防除に配慮しつつ、ニューファクトリーひさい(三重県)、京都北部中核(京都府)、神戸リサーチパーク(第2・第3地区)(兵庫県)等の工業団地の造成事業を引き続き推進する。

また、地域産業の高度化に寄与する特定事業の集積を促進するため、甲南フロンティアパーク(滋賀県)等の業務用地の造成事業を引き続き推進する。

第16 住宅、住宅用地及び市街地

1 住宅

居住水準の向上、住環境の整備改善及び住宅需要の多様化に対応するため、環境の保全に配慮しつつ、民間における良好な住宅の建設を促進するとともに、公的機関による集団的な住宅の建設や地域の実情に応じた居住環境の整備を推進する。

(1) 市街地再開発事業

池田町(大阪市)、蛍池駅西(豊中市)、北野田駅前B(堺市)等の地区にお

ける事業を引き続き推進する。

(2) 住宅市街地整備総合支援事業

新たに中百舌鳥（堺市）地区における事業に着手するほか、高見、生野区南部、淀川リバーサイド、西田辺（以上大阪市）、二葉町・大島町（豊中市）、住道駅南（大東市）、堺市駅前（堺市）、南町・津田北町（岸和田市及び貝塚市）、東部新都心周辺、六甲（以上神戸市）、仁川（宝塚市）等の地区における事業を引き続き推進する。

(3) 密集住宅市街地整備促進事業

東九条（京都市）、生野区南部（大阪市）、庄内（豊中市）、香里、池田・大利（以上寝屋川市）、門真市北部（門真市）、元浜（尼崎市）等の地区における事業を引き続き推進する。

(4) 優良建築物等整備事業等

岸和田旧港再開発（岸和田市）等の地区における優良建築物等整備事業、崇仁北部第四（京都市）、生野東第１・第２、日東住宅、下寺、長橋（以上大阪市）等の地区における住宅地区改良事業、町屋、杉の木（以上福井市）、カーサ上野（上野市）、京宮（松阪市）、磯山（鈴鹿市）、神領、石山（以上大津市）、陽ノ丘（草津市）、醍醐（京都市）、白鳥（舞鶴市）、長吉長原東、古市中、井高野・北江口、中野・中野第２、アーベイン東三国、サンヴァリエ東長居（以上大阪市）、志紀（八尾市）、アルビス五月ヶ丘（池田市）、東豊中第１、旭ヶ丘（以上豊中市）、西武庫（尼崎市）、浜甲子園（西宮市）、神野（加古川市）、白浜（姫路市）、紀寺（奈良市）、天理（天理市）、小泉（大和郡山市）、スカイタウンつつじヶ丘、今福第２（以上和歌山市）等の地区において住宅の建設・建て替えを引き続き推進する。関谷（大阪市）地区における住宅地区改良事業の完成を図る。

2 住宅用地及び市街地

業務、商業、居住等の諸機能が調和した都市空間の形成や良好な景観の創出による都市環境の改善等を図るため、環境の保全に配慮しつつ、中心業務地の整備、既

存市街地の再編整備等を進めるとともに、新市街地の計画的整備を図り、秩序ある市街地の形成に努める。

(1) 都市再開発

市街地における土地の合理的かつ健全な高度利用、都市機能の更新及び都市の防災構造化を図り、公共施設の整備改善及び宅地の利用増進を図るため、環境の保全に配慮しつつ、次の事業を推進する。

1) 市街地再開発事業

三の丸（福井市）、大路中央（草津市）、阿倍野、茶屋町東（以上大阪市）、高石駅東B（高石市）、JR高槻駅北（高槻市）、和泉府中駅東第一（和泉市）、新長田駅南、六甲道駅南（以上神戸市）、東仲ノ町（明石市）、北条駅周辺（加西市）、王寺駅前久度地区中央街区（奈良県北葛城郡王寺町）等の地区における事業を引き続き推進する。

2) 土地区画整理事業

福井駅周辺、北部第七（以上福井市）、本町（彦根市）、米原駅東部（滋賀県坂田郡米原町）、上鳥羽南部、伏見西部第三、第四、丹波口駅（以上京都市）、福知山駅周辺（福知山市）、此花西部臨海、長吉瓜破、長吉東部、三国東、淡路駅周辺（以上大阪市）、大阪竜華都市拠点（八尾市）、東部新都心、新長田駅北（以上神戸市）、姫路駅周辺（姫路市）、尼崎臨海西部、あまがさき緑遊新都心（以上尼崎市）、JR奈良駅周辺、近鉄西大寺駅南（以上奈良市）、海南駅東（海南市）、中心市街地第一（橋本市）等の地区における事業を引き続き推進する。

(2) 新市街地の整備

市街地周辺部において計画的な市街化を図ることにより、公共施設の整備改善及び宅地の利用増進を進めるとともに、多様なニーズに対応し良好な居住環境を備えた住宅地を計画的に供給するため、環境の保全に配慮しつつ、次の事業を推進する。

1) 新住宅市街地開発事業

和泉中央丘陵（和泉市）、阪南丘陵（阪南市）、西神、西神第2、神戸研究

学園都市（以上神戸市）、北摂（三田市）、名塩（西宮市）等の地区における事業を引き続き推進する。

2) 土地区画整理事業

森田北東部（福井市）、木津中央、木津南（以上京都府相楽郡木津町）、国際文化公園都市（茨木市及び箕面市）、箕面北部丘陵（箕面市）、橋本隅田（橋本市）等の地区における事業を引き続き推進する。

3) 埋立地における市街地整備

テクノポート大阪（大阪市）、りんくうタウン（泉佐野市、泉南市及び大阪府泉南郡田尻町）、ポートアイランド（第2期）（神戸市）の地区における市街地整備を引き続き推進する。

3 関西文化学術研究都市の整備

関西文化学術研究都市の建設を推進するため、木津地区（京都府相楽郡木津町）、精華・西木津地区（京都府相楽郡木津町及び同郡精華町）等の土地区画整理事業等を引き続き推進するとともに、京奈道路、学研都市連絡道路、一般国道163号、京阪奈新線、木津川上流流域下水道、井関川、大戸川ダム等の施設整備及び国立国会図書館関西館（仮称）、私のしごと館、日本原子力研究所光量子科学研究センター等の事業を引き続き推進する。

第17 下水道

生活環境の改善、公共用水域の水質保全、市街地における浸水の防除等を図るため、環境の保全に配慮しつつ、次の下水道の整備を推進する。

1 流域下水道

新たに紀の川中流（和歌山県）の事業に着手するとともに、九頭竜川（福井県）、北勢沿岸、中勢沿岸、宮川（以上三重県）、琵琶湖（滋賀県）、桂川右岸、木津川、宮津湾、木津川上流、桂川中流（以上京都府）、寝屋川、安威川、淀川左岸、淀川

右岸、大和川下流、南大阪湾岸、猪名川（以上大阪府）、猪名川右岸、武庫川、加古川、揖保川（以上兵庫県）、大和川上流、宇陀川、吉野川（以上奈良県）及び紀の川（和歌山県）の事業を引き続き推進する。

2 公共下水道

福井市（福井県）、四日市市（三重県）、彦根市（滋賀県）、京都市（京都府）、大阪市（大阪府）、神戸市（兵庫県）、奈良市（奈良県）、和歌山市（和歌山県）等の事業を推進する。

3 特定環境保全公共下水道

伊賀町（三重県）、浅井町（滋賀県）、篠山市（兵庫県）等の事業を推進する。

4 都市下水路

四日市市朝明（三重県）、和歌山市楠見（和歌山県）等の事業を推進する。

第18 廃棄物処理施設

近畿圏における膨大な量の廃棄物に対処し、生活環境の保全等を図るため、環境の保全、安全性等に配慮しつつ、次の処理施設の整備を推進する。また、大阪湾広域臨海環境整備センターによる広域的処理場の整備（大阪湾フェニックス計画）を推進する。

1 し尿処理施設

大阪狭山市（大阪府）等における事業の完成を図るとともに、四日市市（三重県）、夢前町（兵庫県）、御所市（奈良県）等における事業を推進する。

2 ごみ処理施設

新たに三方町（福井県）、京都市（京都府）等における事業に着手し、高砂市（兵

庫県）、湯浅町（和歌山県）等における事業の完成を図るとともに、四日市市（三重県）、栗東町（滋賀県）、大阪市（大阪府）、橿原市（奈良県）等における事業を推進する。

また、最終処分場については、新たに柏原市（大阪府）、市川町（兵庫県）等における事業に着手するとともに、中主町（滋賀県）等における事業の完成を図る。

3 産業廃棄物処理施設

産業廃棄物については、事業者処理責任を原則とするが、必要に応じて地方公共団体の関与によって処理施設の整備を推進する。

第19 都市公園

都市環境の改善、都市災害の防除及び住民の多様なレクリエーション需要の充足を図るため、国営明石海峡公園淡路地区、有馬富士公園（以上兵庫県）等の供用を開始するとともに、国営木曽三川公園（三重県）、淀川河川公園（京都府及び大阪府）、湖岸緑地、びわこ地球市民の森（以上滋賀県）、鴨川公園、宝ヶ池公園（以上京都府）、鶴見緑地、久宝寺緑地（以上大阪府）、播磨中央公園、御崎公園（以上兵庫県）、国営飛鳥歴史公園、馬見丘陵広域公園（以上奈良県）等の整備を推進する。

第20 病院等

医療施設の適正配置及び医療水準の向上を図るため、彦根市立病院（彦根市）、大阪市立十三市民病院（大阪府）、福井県立総合医療センター（仮称）（福井県）、県立五稜病院（和歌山県）等の整備を推進するとともに、高齢社会に対応するため、介護老人保健施設北部館（大阪市）等の介護老人保健施設の整備を推進する。

第21 大学及び高等専門学校

教育文化水準の向上及び学術の振興を図るため、大阪市立大学において大学院の研究科の専攻を増設するとともに、京都大学、福井県立大学、滋賀県立大学、和歌山県立医科大学、大阪市立大学の施設整備を引き続き推進する。

第22 社会教育施設、文化活動施設等

地域の社会的文化的環境の向上を図るため、奈良県立万葉文化館（奈良県）、大阪歴史博物館（大阪府）等の完成を図るほか、県立図書館・県立公文書館（仮称）（福井県）、野洲図書館（滋賀県）、兵庫県立新美術館「芸術の館」（仮称）（兵庫県）等の整備を引き続き推進する。

また、京都迎賓館（仮称）（京都府）の建設に着手するほか、国立国会図書館関西館（仮称）の整備を引き続き推進する。

第23 職業訓練施設等

技能労働者の育成を図るため、地元での専修学校等関係者との協議の場等を設け、調整を図りつつ、県立敦賀産業技術専門学院（福井県）等の整備を推進する。

また、全国の若年者等を対象に、職業意識の啓発、的確な職業選択への支援、技能を中心とした職業能力開発関連情報の提供を行うため、職業に関する様々な体験機会や情報を提供する職業総合情報拠点として、関西文化学術研究都市に「私のしごと館」（京都府）の整備を推進する。

第24 自然公園施設

優れた自然景観を保護するとともに適正な利用を図るため、白山、伊勢志摩、吉野熊野、山陰海岸及び瀬戸内海の各国立公園、若狭湾、越前加賀海岸、室生赤目青山、琵琶湖、金剛生駒紀泉及び高野龍神の各国立公園並びに府県立自然公園において、自然公園利用の拠点となる集団施設地区の整備及び園地、歩道等の整備を推進する。

第25 レクリエーション施設

多様化するレクリエーション需要の充足を図るため、神戸ウイングスタジアム(兵庫県)等の観光基盤施設、レクリエーション施設の整備を推進する。

第26 文化財の保存のための施設

文化財及び歴史的環境を保存するため、一乗谷朝倉氏遺跡(福井県)、安土城跡(滋賀県)、和歌山城(和歌山県)、新沢千塚古墳群(奈良県)等の環境整備、難波宮跡(大阪府)等の環境整備と土地公有化を引き続き推進する。

第27 社会福祉施設

社会福祉の向上を図るため、南紀福祉センター(和歌山県)、三愛荘(京都府)、大阪市立弘済院(大阪府)等、老人福祉施設、児童福祉施設、障害者福祉施設等の各種社会福祉施設の整備を推進する。

第28 中央卸売市場

生鮮食料品等の取引の適正化とその生産及び流通の円滑化を図るため、大阪市等の既設中央卸売市場の施設の整備拡充を引き続き推進するほか、新たに尼崎市中央卸売市場の増改築事業に着手する。

第29 流通業務施設

流通機能の向上及び道路交通の円滑化を図るため、環境の保全に配慮しつつ、神戸流通業務団地、西神流通業務団地（以上兵庫県神戸市）の整備を引き続き推進する。

第30 防災

防災性の向上の観点から、次の事業を推進する。

1 道路

地震、豪雨、豪雪等の厳しい自然災害に対し、安全で安心な生活を支える道路空間を確保するため、緊急輸送道路における橋梁等の道路構造物の耐震補強等を推進するとともに、法面保護工等の防災対策や雪寒道路事業による適時適切な除雪等を実施する。

また、災害に強いまちづくりの観点から、防災拠点の整備等防災性向上のための根幹的道路施設の整備、市街地における計画的な道路整備、情報通信システムの整備等を積極的に図るとともに、災害に強いライフライン共同収容施設としての共同溝、電線共同溝等の整備を各種ライフラインの特性等を勘案し、各事業者と調整を図りつつ積極的に進める。

2 鉄道

大規模地震対策として、既存の鉄道構造物について、新幹線及び輸送量の多い線区を対象に耐震補強工事を実施する。

3 港湾

大規模地震対策として、大阪港、堺泉北港、日高港において耐震強化岸壁の整備を推進するとともに、大阪港、堺泉北港、東播磨港において橋梁の耐震補強を実施する。

また、神戸港、大阪港、尼崎西宮芦屋港、敦賀港において臨海部防災拠点の整備を推進する。

4 漁港

大規模地震対策として、越前漁港（福井県）、串本漁港（和歌山県）等において、防災拠点漁港整備事業等を推進する。

5 通信施設

災害時における通信ネットワークの安全性、信頼性の向上を図るため、信頼性向上施設整備及び電線類の地中化を推進する。

6 河川

地震、洪水等に対する河川管理施設の安全性の向上を図るため、ゼロメートル地帯等の河川堤防の耐震性向上対策等を実施する。また、破堤等による壊滅的被害を回避するため、淀川等における高規格堤防（スーパー堤防）整備、河川防災ステーション等災害時活動拠点の整備、緊急時の物資・資材の輸送が可能となる緊急用河川敷道路及び船着場の整備等を推進する。さらに、洪水氾濫の危険性、洪水時の避難方法等に関して、普段から住民の理解を深めるべく洪水ハザードマップの作成・公表を推進する。

7 ダム等

洪水調節等を図るための大滝ダム等の事業を推進する。

8 海岸保全施設

津波、高潮、波浪等による災害及び海岸侵食等を防止するため、尼崎西宮芦屋港海岸等における閘門等の海岸保全施設の整備を推進する。

9 砂防設備、地すべり防止施設等

豪雨、火山等による土砂災害等を防止するため、六甲山系等における砂防施設の整備、地すべり防止区域及び急傾斜地崩壊危険区域における対策工等を推進するとともに、土砂災害予警報システムの整備等を推進する。

10 森林の保安施設

山地災害の防止、水源のかん養、生活環境の保全等に資するため、各種保安林等の適正な配備を推進するとともに、復旧治山、予防治山等の治山事業を引き続き推進する。

11 農地防災

農地防災に資するため、国営総合農地防災事業を野洲川沿岸（一期）（滋賀県）、巨椋池（京都府）、大和平野（奈良県）において引き続き推進するほか、新たに野洲川沿岸（二期）（滋賀県）において着手する。

12 水道

災害時における被害の軽減等を図るため、管路等の耐震性の向上等を図る。

13 住宅、住宅用地及び市街地

都市の防災構造化や良質な住宅の供給及び住環境の整備による住宅市街地の防災性の向上を図るため、阿倍野（大阪市）等の地区における市街地再開発事業、長吉東部（大阪市）等の地区における土地区画整理事業、淀川右岸豊里（大阪市）等の地区における都市防災推進事業、神戸市震災復興（神戸市）等の地区における住宅市街地整備総合支援事業、門真市北部（門真市）等の地区における密集住宅市街地整備促進事業等を推進する。

14 下水道

災害時における被害の軽減等を図るため、下水道施設の耐震性の向上を図る。また、消火用水等の緊急時の水源として下水処理水を活用するための施設の整備等を推進する。

15 都市公園

阪神・淡路大震災の教訓を活かし、備蓄や各地からの救援物資の集積、配送、自衛隊・ボランティア等の復旧・救援活動等の拠点として、三木総合防災公園（兵庫県）の整備を推進するとともに、大震災時の避難地、避難路等の確保のため、鶴見緑地（大阪府）等の防災公園の整備を推進する。

16 その他

構造物等の耐震性向上を通じて、地震災害の飛躍的軽減を実現するため、阪神・淡路大震災級の震動を再現し、実大規模での破壊現象を解明する「実大三次元震動破壊実験施設」（兵庫県）の整備を引き続き推進する。